

保険料の計算例と納入通知書の表示例(医療給付費分)

		(円)	(円)
医療給 付費分 保険料	基準総所得金額	2,670,000	法定軽減額 B 0
			限度超過額 C 0
	所得割額	基準総所得金額の 8.98/100 ① 239,766	調整額 D 6
			減免1 世帯総所得 3,150,000
			控除後世帯総所得 1,570,000
			重度医療受給者数 1人
	均等割額	一人につき 26,760円 ② 107,040	被保険者数 4人
	平等割額	一世帯当たり ③ 29,520	減免1額 E 98,780
算定額の合計	A 376,326	減免2額 *2 F 0	

医療給付費分 保険料	①=A-B-C-D-E-F 277,540
---------------	--------------------------

- 基準総所得金額(旧ただし書き所得)

基準総所得金額とは、所得のある被保険者それぞれの「前年総所得金額-33万円」を合計した金額です。

$$\begin{aligned} \text{基準総所得金額} &= \text{主 } 3,000,000 \text{円} - 330,000 \text{円} + \text{妻 } 150,000 \text{円} - 330,000 \text{円} \\ 2,670,000 \text{円} &= 2,670,000 \text{円} + 0 \text{円} \end{aligned}$$

- ①旧ただし書き方式により計算した所得割額

$$\begin{aligned} \text{基準総所得金額} \times \text{所得割料率} &= \text{旧ただし書き方式の所得割額} \\ 2,670,000 \text{円} \times 8.98/100 &= 239,766 \text{円} \end{aligned}$$

- ②均等割額

$$26,760 \text{円} \times 4 \text{人} = 107,040 \text{円}$$

- ③平等割額

$$29,520 \text{円}$$

- A旧ただし書き方式により計算した保険料額

$$\text{① } 239,766 \text{円} + \text{② } 107,040 \text{円} + \text{③ } 29,520 \text{円} = 376,326 \text{円}$$

- 法定軽減額Bは、前年(1月~12月)中所得が一定額以下の世帯に対する軽減額です。

この世帯の例では該当しないため、0円

- 限度超過額Cは、最高限度額を超えた額です。

この世帯の例では該当しないため、0円

- 調整額Dは、国保に未加入期間の額や端数、会社都合退職による失業軽減等の合計額です。

この世帯の例では、6円

- 減免1(*1岐阜市独自で行う、世帯の被保険者数、重度の福祉医療受給者数に応じた減免額)

◎世帯総所得 = 世帯の被保険者の前年総所得金額の合計

$$3,150,000 \text{円} = \text{主 } 3,000,000 \text{円} + \text{妻 } 150,000 \text{円}$$

◎控除後世帯総所得 = 世帯総所得 - (33万円 × 被保険者数 + 26万円 × 重度医療受給者数)

$$1,570,000 \text{円} = 3,150,000 \text{円} - (330,000 \text{円} \times 4 \text{人} + 260,000 \text{円} \times 1 \text{人})$$

◎減免1額 = 旧ただし書き方式による - 岐阜市独自の旧ただし書き方式による

所得割計算額 所得割計算額

$$E98,780 \text{円} = \text{① } 239,766 \text{円} - 140,986 \text{円}$$

○岐阜市独自の旧ただし書き方式による所得割額

$$\begin{aligned} \text{岐阜市独自の旧ただし書き方式による所得割額} &= \text{控除後世帯総所得} \times \text{所得割料率} \\ 140,986 \text{ 円} &= 1,570,000 \text{ 円} \times 8.98/100 \end{aligned}$$

○旧ただし書き方式による所得割額

$$\begin{aligned} \text{旧ただし書き方式による所得割額} &= \text{総所得金額} \times \text{所得割料率} \\ \textcircled{1} 239,766 \text{ 円} &= 2,670,000 \text{ 円} \times 8.98/100 \end{aligned}$$

(これは、「旧ただし書き所得」方式の算定方法が決まっており、市独自で控除額を被保険者数や重度医療受給者数によって変更した場合は、減免することで対応することとなっているため、このような方法となっています。)

- 減免2額(*2 災害・自己破産・生計維持者が病気で働けないなどの特別な事情で保険料の納付が困難になった場合の減免額)
- 医療給付費分保険料
277,540 円=A 376,326 円-B 0 円-C 0 円-D 6 円-E 98,780 円-F 0 円